

会議を傍聴する際の注意点

各審議会等の個別ページ等を参照の上、会議を傍聴する際には下記の注意点をお守りください。

1. 次のいずれかに該当する者は傍聴できません。

- (1)刃物その他の危険な物を携帯している者
- (2)酒気を帯びていると認められる者
- (3)その他会議の秩序を乱すおそれがあると認められる者

2. 会議中における注意点

- (1)当該会議の委員等の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2)会議の会場において発言しないこと。
- (3)はちまき、腕章等示威的行為をしないこと。
- (4)撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (5)会議の会場において飲食・喫煙をしないこと。
- (6)その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

これらについてお守りいただけない場合は、会議の途中であっても退席していただくことがあります。